

福島相双復興官民合同チームの設置・運営規約（案）

令和3年 月 日改定
福島相双復興官民協議会決定

（設置）

第一条 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災者等の生活再建、生業や就労の回復等きめ細やかな支援を官民一体で実施すること（以下「本事業」という。）を目的として「福島相双復興官民合同チーム」（以下「本チーム」という。）を組成する。

（構成主体）

第二条 本チームの構成主体（以下「構成主体」という。）は、本規約及び別に定める内容に従って、本チームのために権利を行使し、義務を履行することとし、互いに協力して本事業を実施する。

- 2 各構成主体は、本事業の実施にあたって、自己の組織の職員、従業員等に対し、協議会（第三条にて定義する。）の決定を含む本規約及び別に定める内容に従って指示を行い、当該職員、従業員等を自己の履行補助者として本事業に従事させることとする。
- 3 本チーム設立時の構成主体は、内閣府原子力災害対策本部、福島県、公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「復興機構」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）とする。

（協議会）

第三条 本チーム及び本事業の重要事項は、「福島相双復興官民協議会」（以下「協議会」という。）において協議し、決定を行う。

（本チームの業務執行）

第四条 本チームの業務執行は、常務に属する事項を除き、協議会の決定によるものとする。

（役職と役割）

第五条 本チームには、協議会による指名に基づき、「チーム長」、「副チーム長」、「事務局長」を各1名設置する。

- (1) 「チーム長」は本チームの代表者としてチームの全体を統括しつつ、

本チームによる本事業の遂行上必要な対外的対応を実施する。

(2)「副チーム長」はチーム長が行う全体統括を補佐しつつ、対外的対応を実施する。

(3)「事務局長」は本チームの実務の責任者として、常務処理に加えて、個別具体的な案件の処理のとりまとめを行うとともに、必要な範囲内で対外的対応を実施する。

(組織)

第六条 本チームに、本事業を円滑に実施するための実働単位として、「総務調整グループ」、「事業者支援グループ」、「地域・生活支援グループ」、「営農再開グループ」、「企画グループ」を設置する。

2 各グループの所掌は以下の通りとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの所掌やグループ構成の変更・修正を決定することができる。

(1)「総務調整グループ」の主な業務

- イ) チームの全体戦略や事業計画の策定
- ロ) 他グループの管理・監督
- ハ) その他、他グループに属さない業務

(2)「事業者支援グループ」の主な業務

- イ) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象地域である12市町村において東日本大震災当時事業を営まれていた事業者の方々及び浜通り地域等（当該12市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。）において水産関係の仲買・加工業等を営む方々（以下「事業者」という。）に個別訪問等を行い、現状や課題について調査を行うこと
- ロ) 事業者に対するカウンセリング
- ハ) 事業者に対する事業再開・継続、承継・転業等に関する支援、各種提案

ニ) 上記イ)からハ)に掲げる業務に附帯する業務

(3)「地域・生活支援グループ」の主な業務

- イ) 事業再開等に必要となる地域の生活環境整備に係る支援業務
- ロ) 自治体等のまちづくり等に関連した取組に係る支援業務
- ハ) 上記イ)およびロ)に掲げる業務に附帯する業務

(4)「営農再開グループ」の主な業務

- イ) 市町村が行う農業者の意向把握や地域農業の将来像の策定等に係る支援業務
- ロ) 地域農業の将来像の実現に向けた農業者等への支援業務
- ハ) 農産物加工品等の販路開拓に係る支援業務
- ニ) 上記イ)からハ)に掲げる業務に附帯する業務

(5) 「企画グループ」の主な業務

- イ) 国等の政策に関連した産業振興、雇用創出等に係る支援業務
- ロ) 域外との交流に係る業務
- ハ) 上記イ) およびロ) に掲げる業務に附帯する業務

(各構成主体の人員、物品等の拠出)

第七条 各構成主体は、次項及び別に定める内容に従って、本チームの運営に必要な人員、物品等を拠出するものとする。

2 各構成主体は、以下の通り分担して本チーム内に設置されるグループ等に人員を拠出し、その業務を担当するものとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの役割分担の変更・修正を決定することができる。

- (1) 原子力災害対策本部は、第六条第2項(1)から(5)に掲げるグループに参画し、その業務に従事する。
- (2) 福島県は、第六条第2項(1)から(5)に掲げるグループに参画し、その業務に従事する。
- (3) 復興機構は、第六条第2項(1)から(5)に掲げるグループに参画し、その業務に従事する。
- (4) 中小機構は、第六条第2項(2)に掲げるグループに参画し、その業務に従事する。
- (5) 本チーム設立後に本チームに加入する構成主体の参画するグループは、協議会の決定により定める。

(加入)

第八条 協議会の承認があるときは、本チームに新たに参加しようとする者との間で、本規約及び別に定める内容に従って構成主体となることを約することにより、その者を本チームの構成主体とすることができる。

(脱退)

第九条 構成主体は、自らの役割を完遂し、あるいは本チームへの貢献が困難となった場合、協議会の承認を得てチームから脱退することができる。

(解散)

第十条 本チームは、協議会の決定により解散する。